

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)

種畜証明書の有効期限の延長 (畜産課)

定期種畜検査の実施 (〃)

土地改良区の役員就任 (農村整備課)

土地改良区の役員就退任 (四件) (〃)

土地改良区の定款の変更の認可 (二件) (〃)

土地改良事業の工事の完了 (三件) (〃)

保安林の指定の解除予定 (森林保全課)

基本測量の終了 (管理課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十八号

鳥取県税条例 (昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 第百三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の氏名

主たる事務所の所在地

指 定 年 月 日

鳥取いなば農業協同組合

代表理事組合長 横山英雄

鳥取市行徳二丁目一〇三

平成九年四月一日

### 鳥取県告示第二百六十九号

家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成八年度定期種畜検査を受けた種畜の現在交付されている種畜証明書の有効期限については、当該種畜に係る平成九年度定期種畜検査の日まで延長した旨の通報を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第二百七十号

家畜改良増殖法施行規則 (昭和二十五年農林省令第九十六号) 第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成九年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成九年五月八日 午前十時	八頭郡河原町大字北村 鳥取放牧場兵田分場	乳用牛、肉用牛、 豚及び馬
平成九年五月八日 午後一時	東伯郡赤碕町大字湯坂 中央家畜市場	〃
平成九年五月八日 午後三時	東伯郡赤碕町大字出上 家畜改良センター鳥取牧場	〃
平成九年五月九日 午前十時	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	〃
平成九年五月九日 午後一時	西伯郡西伯町大字絹屋 鳥取県中小家畜試験場	〃
平成九年五月九日 午後三時	東伯郡赤碕町大字松谷 鳥取県畜産試験場	〃

鳥取県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

理事 笠原正記 東伯郡関金町大字堀二〇八一  
平成九年三月二十三日就任 任期 平成十二年二月九日まで

鳥取県告示第二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 山松 巖 倉吉市上米積二二三六一  
平成八年九月五日退任  
監事 矢田恒則 倉吉市下米積七四四一  
平成九年三月十四日退任

就任した役員の名及び住所

理事 田中義一 倉吉市下米積一〇一六  
平成九年三月十一日就任 任期 平成十二年二月十六日まで

鳥取県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 山本 武 倉吉市鴨河内二五二〇一

〃 森 克己 倉吉市鴨河内二二一六

〃 野儀 知幸 倉吉市福山二七〇

〃 山根 哲男 倉吉市石塚二二三二

〃 箕原 影明 倉吉市上古川三四六

〃 牧田 義夫 倉吉市上古川二七四一

〃 太田 光紘 倉吉市蔵内九七

〃 松本 祥夫 倉吉市小鴨九七八

〃 森 利明 倉吉市小鴨五九〇一三

〃 渡辺 節利 倉吉市中河原五七五

〃 増井 節雄 倉吉市北野四八四

〃 浅田 和之 倉吉市生田四一六七一

〃 増田 高德 倉吉市丸山町四七七一一

〃 西村 勲 倉吉市西倉吉町五一八

〃 前田 勉 倉吉市福守町五五五

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本 武 倉吉市鴨河内二五二〇一

〃 森 克己 倉吉市鴨河内二二一六

〃 野儀 知幸 倉吉市福山二七〇

〃 小原 正道 倉吉市石塚二六四一三

〃 箕原 影明 倉吉市上古川三四六

〃 牧田 義夫 倉吉市上古川二七四一

〃 太田 光紘 倉吉市蔵内九七

〃 松本 祥夫 倉吉市小鴨九七八

〃 森 利明 倉吉市小鴨五九〇一三

〃 渡辺 節利 倉吉市中河原五七五

〃 増井 節雄 倉吉市北野四八四

〃 桑本 輝明 倉吉市生田四二六

〃 増田 高德 倉吉市丸山町四七七一一

〃 長谷川 稔 倉吉市西倉吉町二五一一五

〃 前田 勉 倉吉市福守町五五五

平成九年四月六日就任 任期三年

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山田 正一 東伯郡北条町江北五三

〃 岡野 員行 東伯郡北条町江北一七〇二

〃 新田 朝光 東伯郡北条町江北一九六九

〃 前田 英正 東伯郡北条町国坂一四八八一

〃 前田 利忠 東伯郡北条町国坂二一六

〃 近藤 貞裕 東伯郡北条町北尾四四三

〃 濱本 昭 東伯郡北条町弓原四一〇

〃 山田 則吉 東伯郡北条町弓原六一六

〃 西野 鍛 東伯郡北条町下神八六一

〃 濱根 良太郎 東伯郡北条町松神八九七

〃 田熊宗政 東伯郡大栄町大字東園三六八  
 〃 穂山征隆 東伯郡大栄町大字西園一一五一  
 〃 中村和人 東伯郡大栄町大字西園一一八〇  
 〃 竹歳幹男 東伯郡大栄町大字由良宿一八六一  
 〃 福島康博 東伯郡大栄町大字由良宿一一〇五  
 〃 河本良雄 東伯郡大栄町大字妻波一八七九一三  
 監事 〃 小原 隆 東伯郡北条町江北六〇八  
 〃 竹本正義 東伯郡北条町田井四〇九一一  
 〃 狩野諄一郎 東伯郡大栄町大字東園三九〇  
 平成九年三月二十九日退任

就任した役員の名及び住所

理事 〃 山田正一 東伯郡北条町江北五三  
 〃 岡野員行 東伯郡北条町江北一七〇二  
 〃 岡 隆 啓 東伯郡北条町江北二七三九一一  
 〃 前田英正 東伯郡北条町国坂一四八八一  
 〃 前田利忠 東伯郡北条町国坂二一六  
 〃 近藤貞裕 東伯郡北条町北尾四四三  
 〃 前田弘義 東伯郡北条町弓原二九四一五  
 〃 山田則吉 東伯郡北条町弓原六一六  
 〃 西野 鍛 東伯郡北条町下神八六一  
 〃 濱根良太郎 東伯郡北条町松神八九七  
 〃 田熊宗政 東伯郡大栄町大字東園三六八  
 〃 田中一三 東伯郡大栄町大字西園一〇四三  
 〃 中村和人 東伯郡大栄町大字西園一一八〇  
 〃 杉川範慶 東伯郡大栄町大字由良宿一八二九  
 〃 福島康博 東伯郡大栄町大字由良宿一一〇五

〃 河本良雄 東伯郡大栄町大字妻波一八七九一三  
 監事 〃 浜野 進 東伯郡北条町江北二五九六  
 〃 吉田 元 東伯郡北条町田井一五三  
 〃 狩野諄一郎 東伯郡大栄町大字東園三九〇  
 平成九年三月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 〃 秋山充弘 東伯郡大栄町大字原一二二八一  
 〃 山崎信夫 東伯郡大栄町大字島七一三一  
 〃 原田重榮 東伯郡大栄町大字島六九六一  
 〃 田中永壽 東伯郡大栄町大字西穂波一四七  
 〃 深水公明 東伯郡大栄町大字亀谷一一五二  
 〃 山崎信昭 東伯郡大栄町大字亀谷三六六  
 〃 河野俊一 東伯郡大栄町大字穂波二七三  
 〃 宮川喜治 倉吉市津原三七四  
 〃 田中 満 倉吉市谷一六四一一  
 〃 平久 稔 倉吉市鋤一七二  
 〃 松井裕己 倉吉市別所三〇四  
 〃 名和猪佐雄 倉吉市穴沢六五

〃 石川 昌美 倉吉市尾原三二〇一一  
 〃 谷本 裕 東伯郡大栄町大字瀬戸四六二一一  
 〃 石田 豊 倉吉市別所四四一一二  
 監事 山崎 芳蔵 東伯郡大栄町大字亀谷三九八  
 〃 長柄 清 倉吉市谷二一一三  
 平成九年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 秋山 充弘 東伯郡大栄町大字原一二一八一  
 〃 河野 俊一 東伯郡大栄町大字穂波二七三  
 〃 谷本 裕 東伯郡大栄町大字瀬戸四六二一一  
 〃 石田 一成 東伯郡大栄町大字島七九〇  
 〃 原田 重榮 東伯郡大栄町大字島六九六一  
 〃 田中 一弘 東伯郡大栄町大字西穂波一四七  
 〃 田中 建二 東伯郡大栄町大字亀谷一一〇一  
 〃 山崎 信昭 東伯郡大栄町大字亀谷三六六  
 〃 宮川 喜治 倉吉市津原三七四  
 〃 岸田 進 倉吉市谷一五八  
 〃 平久 稔 倉吉市鋤一七二  
 〃 松井 裕己 倉吉市別所三〇四  
 〃 石田 豊 倉吉市別所四四一一二  
 〃 石川 昌美 倉吉市尾原三二〇一一  
 〃 名和 猪佐雄 倉吉市穴沢六五  
 監事 長柄 清 倉吉市谷二一一三  
 〃 河本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷二四二  
 平成九年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東郷町土地改良区の定款の変更を平成九年四月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を平成九年四月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
皆原地区土地改良 事業共同施行	非補助事業皆原地区区画整理	平成七年二月二十四日

鳥取県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	土地改良総合整備事業横谷地区区画整理	平成九年三月二十一日

鳥取県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第二項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
郡家町	中山間地域農村活性化総合整備事業山田地区暗きよ排水及び客土	平成四年三月二十五日

鳥取県告示第二百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所存場所  
岩美郡岩美町大字大坂字柳谷一九二の三、一九二の一・一九二の四・一九二の五・一九二の二・字仲尾一九六の一・一九八の一・一九八の四・一九八の九・一九八の一・一九八の四・二〇三の二・二〇四の一・二〇四の二・字大岩坪二〇八の一（以上一四筆について次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百八十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二等水準測量）
- 二 作業地域 鳥取市及び八頭郡河原町
- 三 終了年月日 平成九年三月十九日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

平成九年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成九年四月二十一日(月) 午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 平成九年度市町村明るい選挙推進協議会委員・シルバリーリーダー研修会の開催について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年四月十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 日時 平成九年四月十八日(金) 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 鳥取県産業教育審議会委員の任免について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成九年四月十五日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	株式会社高尾				
	住所	愛知県名古屋市中川区高尾町二丁目51				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 号	有 効 期 間	
	規則第6条第1号の該当機	フューチャーエース	株式会社高尾	400565	平成9年4月15日から3年間	